

○平成二十九年国土交通省告示第二百八十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第十一項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して耐久性向上改修工事等の内容に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第十二項の規定により、告示する。

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十二項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第四項に規定する耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該耐久性向上改修工事等の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる耐久性向上改修工事等の内容の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額（当該上欄に掲げる耐久性向上改修工事等をした家屋の当該耐久性向上改修工事等に係る部分のうちその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該耐久性向上改修工事等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分に係る当該耐久性向上改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該耐久性向上改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数戸の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該耐久性向上改修工事等に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した額））とする。

平成二十九年国土交通省告示 第二百七十九号（以下単に「告 示」という。）第二項第一号イ に掲げる工事	一万七千五百円	当該工事の箇所数
告示第二項第一号ロに掲げる 工事（軒裏に通気孔を有する天 井板を取り付けるものを除 く。）	七千八百円	当該工事の箇所数
告示第二項第一号ロに掲げる 工事のうち、軒裏に通気孔を有 する天井板を取り付けるもの	一万九千五百円	当該工事の施工面積（単位 平 方メートル）
告示第二項第一号ハに掲げる 工事	十万六千六百元	当該工事の箇所数
告示第二項第二号に掲げる工	一万九千四百円	当該工事の箇所数

事		
告示第二項第三号に掲げる工事	一万二千九百円	当該工事の施工面積（単位 平方メートル）
告示第二項第四号イに掲げる工事	百四万五千九百円	当該工事の箇所数
告示第二項第四号ロに掲げる工事（壁にビニルクロスを取り付けるものを除く。）	一万六千六百円	当該工事の施工面積（単位 平方メートル）
告示第二項第四号ロに掲げる工事のうち、壁にビニルクロスを取り付けるもの	五千円	当該工事の施工面積（単位 平方メートル）
告示第二項第四号ハに掲げる工事（床に耐水性を有するフローリングを取り付けるものを除く。）	一万三千六百円	当該工事の施工面積（単位 平方メートル）
告示第二項第四号ハに掲げる工事のうち、床に耐水性を有するフローリングを取り付けるもの	一万三千五百円	当該工事の施工面積（単位 平方メートル）
告示第二項第五号イに掲げる工事	三千円	当該工事の施工面積（単位 平方メートル）
告示第二項第五号ロに掲げる工事	六千六百円	当該工事の施工長さ（単位 メートル）
告示第二項第六号に掲げる工事	三千二百円	当該工事の施工面積（単位 平方メートル）
告示第二項第七号イに掲げる工事	一万千五百円	当該工事の施工面積（単位 平方メートル）
告示第二項第七号ロに掲げる工事	三千九百円	当該工事の施工面積（単位 平方メートル）
告示第二項第八号に掲げる工事	三万円	当該工事の箇所数

告示第二項第九号に掲げる工事	六千六百元	当該工事の施工長さ（単位メートル）
告示第二項第十号イに掲げる工事	二千六百元	当該工事の施工面積（単位平方メートル）
告示第二項第十号ロに掲げる工事	二万二千七百元	当該工事の施工面積（単位平方メートル）
告示第二項第十一号イに掲げる工事（共用の給水管を取り替えるものを除く。）	一万七千五百円	当該工事の施工長さ（単位メートル）
告示第二項第十一号イに掲げる工事のうち、共用の給水管を取り替えるもの	二万二千六百元	当該工事の施工長さ（単位メートル）
告示第二項第十一号ロに掲げる工事（共同住宅等の排水管を取り替えるものを除く。）	一万八千三百円	当該工事の施工長さ（単位メートル）
告示第二項第十一号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の排水管（専用の排水管を除く。）を取り替えるもの	六万五百円	当該工事の施工長さ（単位メートル）
告示第二項第十一号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の専用の排水管（施工前に他住戸等の専用部分に設置されているものを除く。）を取り替えるもの	二万七千七百元	当該工事の施工長さ（単位メートル）
告示第二項第十一号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の専用の排水管（施工前に他住戸等の専用部分に設置されているものに限る。）を取り替えるもの	十七万六千円	当該工事の施工長さ（単位メートル）

告示第二項第十一号ハに掲げる工事のうち、開口を床（共用部の床を除く。）に設けるもの	三万二百円	当該工事の箇所数
告示第二項第十一号ハに掲げる工事のうち、開口を壁又は天井（共用部の壁又は天井を除く。）に設けるもの	三万八千八百円	当該工事の箇所数
告示第二項第十一号ハに掲げる工事のうち、開口を共用部の床、壁又は天井に設けるもの	十三万二千三百円	当該工事の箇所数
備考		
<p>1 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）以外の住宅をいう。</p> <p>2 「他住戸等」とは、工事を行う住戸以外の住戸その他の室（当該工事を行う住戸と一体となって使用される室を除く。）をいう。</p>		

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年三月三十一日国土交通省告示第四五四号）

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年六月二十八日国土交通省告示第七二七号）

- この告示は、令和五年一月一日から施行する。
- 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の三第四項に規定する耐久性向上改修工事等をした、同項から同条第六項までに規定する居住用の家屋を令和五年一月一日前にこれらの項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則 （令和八年三月三十一日国土交通省告示第四九二号）

- この告示は、令和九年一月一日から施行する。ただし、本則中「第二十六条の二十八の五第十一項」を「第二十六条の二十八の五第十二項」に改める改正規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 個人が、当該個人の所有する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用の家屋について同条第四項に規定する対象

耐久性向上改修工事等をして、当該居住用の家屋（当該対象耐久性向上改修工事等に係る部分に限る。）を令和九年一月一日前に当該個人の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。